

内閣府、財務省、
○厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の様式中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

- 一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年厚生内閣府、財務省、労働省、農林水産省、令第一号）別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号 産業省
- 二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十年厚生労働省、農林内閣府、財務省、水産省、令第二号）別紙様式
- 三 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十九年厚生労働省、農林内閣府、財務省、水産省、令第一号）別紙様式

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。